

# 市職員を募集します

総務課モチベーション係 TEL 25-1113

## 1. 受験資格および職種・採用人数

職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	若干名	平成2年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた（令和8年3月卒業見込みのかたを含む）
保育士	2人程度	次の①、②のいずれかに該当するかた ①昭和60年4月2日以降に生まれ、保育士及び幼稚園教諭資格の両方を有するかた、または、令和8年3月までに資格取得見込みのかた ②昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、保育士及び幼稚園教諭資格の両方を有するかたで、令和8年3月31日時点で、保育士として自治体等の保健所や医療機関、福祉施設等で通算3年以上勤務した実務経験があるかた
技術職 (土木)	1人程度	次の①、②のいずれかに該当するかた ①平成2年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上、または、これに相当する学力を有するかたで、専門科目を履修したかた（令和8年3月卒業見込みのかたを含む） ②昭和60年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上、または、これに相当する学力を有するかたで、2級土木施工管理技士以上の資格を有するかた
船員 (航海および機関)	1人程度	昭和50年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた（令和8年3月卒業見込みのかたを含む）で、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定める6級海技士(航海)以上、または、5級海技士(機関)以上の免状を有するかた
船員 (航海および機関) ※育成枠	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた（令和8年3月卒業見込みのかたを含む） ※育成枠としての採用のため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定める免状の有無は問いません。
保健師 または 社会福祉士	1人程度	【保健師】 次の①、②のいずれかに該当するかた ①昭和60年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有するかた、または、令和8年3月までに資格取得見込みのかた ②昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、保健師資格を有するかたで、令和8年3月31日時点で、保健師として自治体等の保健所や医療機関、福祉施設等で通算3年以上勤務した実務経験があるかた 【社会福祉士】 次の①、②のいずれかに該当するかた ①昭和60年4月2日以降に生まれ、社会福祉士資格を有するかた、または、令和8年3月までに資格取得見込みのかた ②昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、社会福祉士資格を有するかたで、令和8年3月31日時点で、保健師として自治体等の保健所や医療機関、福祉施設等で通算3年以上勤務した実務経験があるかた
医師	1人	昭和35年4月2日以降に生まれたかたで、医師免許を有するかた ※ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得したかたについては、臨床研修を修了したかた（見込みを含む）に限ります。

## 2. 受験手続

### (1) 受験手続

受験申し込みは、原則、インターネットによる受付のみとなります。鳥羽市ホームページ内「鳥羽市職員採用試験情報サイト」から「鳥羽市職員採用試験申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力のうえ、受付期間中に申し込みをしてください。

【鳥羽市職員採用情報サイト】 <https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/jinji/6802.html>



鳥羽市職員  
採用情報

### (2) 受付期間

7月1日(火)午前8時30分～8月21日(木)午後5時15分

※受付期間終了後の申し込みは、いかなる理由があっても受け付けません。

## 3. 試験の日時および場所

### 第一次試験

**とき** 9月21日(日)午前9時～

**ところ** 鳥羽市役所西庁舎(鳥羽市鳥羽三丁目1-1)

※第二次試験以降は合格者にのみ通知します。

## 4. 試験科目

くわしくは、鳥羽市職員採用情報をご覧ください。